

# 第18回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成23年3月23日（水） 13：30－15：00

場 所：経済産業省別館10階 1014号会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、棕田委員

## 1. 第18回国内クレジット認証委員会の開催にあたって

（事務局）

- ・ 本制度の開始以降、継続的な普及拡大が進展しており、今回の認証委員会においても国内クレジットの認証、事業承認の申請案件が極めて多い状況となっている。また、東日本大震災の被害を受けた東北・関東地域を含め、国内クレジットの認証に伴うクレジット売却益を前提として事業を進めている中小企業等も多数あるところ、このタイミングで予定されていた認証、事業承認をとめるのは適切ではないと考えている。
- ・ また、東日本大震災後、エネルギー政策等の見直しは想定されるものの、温暖化対策そのものの重要性は直ちには変わるものではなく、委員会を開催し、本制度の更なる拡大を図ることは、省エネの観点からも有効であると考えている。
- ・ 本日欠席の森口委員からは、東日本大震災に伴う電力需給の状況を踏まえ、系統電力使用量が増加する案件の取扱い、適用する電力の排出係数について見直す必要があるのではないかという主旨の提言を頂いている。今後、この提言を踏まえ、別途検討したいと考えている。

（茅委員長）

- ・ 森口委員より提言のあった増系統電力案件の取扱いについては、事務局からの説明のとおり事務局にて別途検討し、追ってご意見をいただきたい。なお、本日の委員会において申請を受けている案件を対象とした議論はしない。また、私としては、電力供給量の制約が無い場合に事業実施後のエネルギー利用効率が向上しているのであれば、温室効果ガス排出量の削減という観点からは有効である点、また、東京電力及び東北電力管内以外の地域においては特に重大な問題にはならないという点を踏まえると、従来どおりの取扱いで問題ないのではないかと考えている。

## 2. 国内クレジットの認証等

- ・ 資料1に基づき、今回の委員会までに認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、審査機関による実績確認結果を事務局より説明。審議の結果、108件の国内クレジット認証申請（うちプログラム型排出削減事業は2件）について、認証され、計50,879 t-CO<sub>2</sub>の国内クレジットが発行された。

### 3. 排出削減事業の承認等

- ・ 資料2に基づき、今回の委員会までに承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、審査機関による審査結果を事務局より説明。審議の結果、134件の排出削減事業（うちプログラム型排出削減事業は18件）について承認された。
- ・ 資料3に基づき、今回の委員会までに提出のあった154件の排出削減事業計画案（うちプログラム型排出削減事業計画案は12件）について事務局より報告が行われた。

### 4. 排出削減事業の承認要件における追加性の考え方の見直し等

- ・ 資料4に基づき、排出削減事業の承認要件における追加性の考え方の見直しについて事務局より説明があり、審議の結果、「投資回収年数の観点では追加性が判断できない排出削減事業に係る方法論に対する修正（案）」及び「再生可能エネルギーを利用する排出削減方法論に対する修正（案）」が承認された。また、「国内クレジット認証委員会規程 第4号（改定案）」については、各委員の意見を踏まえ、次回委員会に修正案を提示することとなった。

### 5. 排出削減方法論の承認等

- ・ 資料5に基づき、前回の委員会（平成23年1月27日）までに申請を受け付けた排出削減方法論について、パブリックコメント（2月1日～2月15日に募集）の結果と、各種承認要件に係る審査結果を事務局より説明。審議の結果、5件（うち排出削減方法論の修正は1件）の排出削減方法論について承認された。
- ・ 資料6に基づき、今回の委員会までに申請のあった4件の排出削減方法論について、事務局より報告が行われた。

### 6. その他

- ・ 資料7に基づき、標準的な機器の選定に関するガイドラインの改定（案）について事務局より説明し、審議の結果、承認された。
- ・ 資料8に基づき、モニタリング・算定・報告ガイドライン（案）及び審査・実績確認ガイドライン（案）について、パブリック・コメント（2月23日～3月8日に募集）の結果等を事務局より説明し、審議の結果、承認された。
- ・ 次回以降の認証委員会の開催時期については、事務局において改めて調整することとなった。

### 7. 委員の発言及び質疑

<排出削減事業の承認要件における追加性の考え方の見直し等について>  
(松橋委員)

- ・ 本件について、事務局側にて事業の特性毎に、丁寧に検討を進めて頂いた点

について、非常に良かったと考えている。そもそも追加性というのはどのような考え方だったのかという点について、改めて触れておきたい。

- ・ 京都議定書では「CDM プロジェクトにおいて認証される温室効果ガス排出削減量は、その排出削減プロジェクトを実施しなかった場合の排出削減量に対して追加的でなければならない」と規定されており、追加性として「この事業を実施することで温室効果ガスが確実に削減されるかどうか」という点のみが問われている。しかし、その後、追加性という概念は拡大解釈されてきた経緯がある。国連 CDM においては、IRR（内部収益率）を用いた経済的障壁という考え方が採用されている。具体的には、排出権に伴う収入が無くても IRR が一定の閾値を満たすような事業は国連 CDM では認められず、国連 CDM の利用拡大を阻害する要因となってきた。特に日本が得意とする省エネ製品や高効率石炭発電などの技術は導入が進まないという現実がある。
- ・ 私自身が別途委員を努めている国際協力銀行の J-MRV（地球環境保全業務における温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証）においては、IRR 等の観点での追加性は問わず、「納得性の高いベースラインを設定し、そのベースラインと比較して温室効果ガス排出量が削減されているかどうか」のみを問うものとしている。
- ・ 国内クレジット制度では、制度設計当時、国連 CDM が未だ存在感を残している状況であったため、小規模 CDM に倣った制度設計がなされているが、本質的には、投資回収等の観点における追加性は問わなくてもよいと思う。ただし、一足飛びに全く不問とするような進め方では、これまで事業申請等を行ってきた事業者側の戸惑いもあるかと思うので、実際には、今回のように少しずつ見直しを進めていくのが適切であると考えている。

（大塚委員）

- ・ 資料 4 別添 1 について、対象となる方法論について説明している部分があるが、「投資回収年数」以外の経済的障壁だけがクローズアップされているような印象を受ける。一般慣行障壁等も入ることを明確に記載しておくべきではないか。
- ・ また、追記部分冒頭の記述（設備投資を伴わないなど、「投資回収年数」の観点では「追加性」が判断できない排出削減事業に係る方法論）と並列に記載するのはおかしいのではないか。

（松橋委員）

- ・ 確かに経済的障壁のみが取り上げられている感があるため、該当部分を一般的な表現、例えば、その他の社会的障壁等に修正してはどうか。

（茅委員長）

- ・ 本日の各委員の意見を踏まえ、事務局において文章を見直し、次回委員会に修正案を提示していただきたい。

（大塚委員）

- ・ 修正案の検討に際しては、解釈が際限なく広がることを防ぐため、「一般慣行障壁」等、小規模 CDM と同じ表現を使用することが望ましいと考えられる。

<排出削減方法論の承認について>

(松橋委員)

- ・ 資料5別添4について、方法論016太陽熱を利用した熱源設備の導入等に関して温度の計測箇所に関する記述の修正案が出されているが、これで問題ないと考えている。国内クレジットにより得られる収入以上の費用をかけてまで計測箇所を変更するのは合理的ではない。また、放熱ロスの推計計算は難しいものではなく、適切な誤差率を設定した上で評価すれば、十分合理的な評価ができるものと考えている。

文責：事務局